

○福島県公印規程

昭和三十一年九月一日

福島県訓令第二十三号

改正 昭和三一年一二月二日訓令第三〇号

昭和三一年一二月二日訓令第三七号

昭和三二年三月二九日訓令第九号

昭和三二年七月一日訓令第一五号

昭和三三年二月二日訓令第五号

昭和三三年四月三〇日訓令第一三号

昭和三三年五月二〇日訓令第一四号

昭和三三年九月三〇日訓令第三二号

昭和三三年一〇月一日訓令第三五号

昭和三四年三月二〇日訓令第三号

昭和三四年七月三日訓令第一六号

昭和三四年一二月一七日訓令第二九号

昭和三五年三月一五日訓令第一一号

昭和三五年三月三〇日訓令第一六号

昭和三五年八月二日訓令第四二号

昭和三六年一月二八日訓令第二号

昭和三六年二月三日訓令第九号

昭和三六年三月三十一日訓令第一六号

昭和三六年七月一日訓令第二五号

昭和三六年一〇月三十一日訓令第三七号

昭和三六年一二月二日訓令第四二号

昭和三六年一二月八日訓令第四七号

昭和三七年二月二〇日訓令第四号

昭和三七年三月三十一日訓令第六号

昭和三七年一〇月一日訓令第二六号

昭和三七年一〇月三〇日訓令第三二号

昭和三七年一〇月三十一日訓令第三五号

昭和三七年一二月二〇日訓令第三八号

昭和三八年三月二六日訓令第八号
昭和三八年四月四日訓令第一五号
昭和三八年六月二一日訓令第二一号
昭和三八年九月一〇日訓令第二四号
昭和三九年三月二四日訓令第五号
昭和三九年四月一日訓令第一〇号
昭和四〇年四月一日訓令第一二号
昭和四一年一〇月一日訓令第一九号
昭和四二年一月一日訓令第三号
昭和四二年三月二八日訓令第一二号
昭和四二年五月九日訓令第二一号
昭和四二年一一月七日訓令第三二号
昭和四三年一一月一日訓令第二一号
昭和四四年四月一日訓令第二二号
昭和四四年五月一三日訓令第三三号
昭和四五年三月二七日訓令第四号
昭和四五年七月一〇日訓令第二二号
昭和四五年一二月一日訓令第三七号
昭和四六年一月四日訓令第一号
昭和四六年二月一六日訓令第四号
昭和四六年六月八日訓令第二〇号
昭和四六年一一月一九日訓令第三三号
昭和四七年二月二九日訓令第五号
昭和四七年五月一六日訓令第二〇号
昭和四七年五月二五日訓令第二七号
昭和四七年八月二二日訓令第三六号
昭和四八年三月三一日訓令第八号
昭和五〇年四月一日訓令第九号
昭和五一年六月一日訓令第一二号
昭和五一年九月一七日訓令第二一号
昭和五二年三月三一日訓令第六号

昭和五三年四月一日訓令第一四号
昭和五三年九月二六日訓令第二四号
昭和五四年三月三十一日訓令第八号
昭和五五年三月二五日訓令第三号
昭和五五年七月二一日訓令第一九号
昭和五七年三月三〇日訓令第五号
昭和六〇年六月一一日訓令第一一号
昭和六一年四月一一日訓令第九号
昭和六二年三月三十一日訓令第一一号
昭和六三年三月三十一日訓令第一三号
平成元年三月二二日訓令第二号
平成元年一二月二六日訓令第二八号
平成二年三月三十一日訓令第一二号
平成三年三月三〇日訓令第九号
平成四年三月三十一日訓令第一〇号
平成四年六月二三日訓令第二一号
平成五年三月三十一日訓令第一一号
平成六年三月三十一日訓令第一六号
平成七年三月三十一日訓令第一四号
平成八年三月二九日訓令第一四号
平成一〇年三月三十一日訓令第五号
平成一二年二月二五日訓令第二号
平成一二年三月二八日訓令第三号
平成一二年一二月一五日訓令第二八号
平成一三年三月三〇日訓令第三号
平成一四年三月二九日訓令第一〇号
平成一五年三月二八日訓令第一号
平成一六年三月三〇日訓令第五号
平成一七年三月二九日訓令第四号
平成一八年三月三十一日訓令第一九号
平成一九年三月三〇日訓令第一五号

平成二〇年三月二八日訓令第三号
 平成二一年三月二七日訓令第一七号
 平成二二年三月二六日訓令第九号
 平成二三年五月三十一日訓令第一三号
 平成二三年八月三〇日訓令第二〇号
 平成二三年一〇月一二日訓令第二六号
 平成二四年三月二三日訓令第六号
 平成二五年三月二九日訓令第一三号
 平成二七年三月二七日訓令第一七号
 平成二九年三月二四日訓令第八号
 平成三〇年三月二三日訓令第四号
 令和二年三月二七日訓令第一〇号
 令和三年三月三〇日訓令第七号
 令和三年六月一日訓令第一三号

本庁機関
 出先機関

福島県公印規程を次のように定める。

福島県公印規程

(この規程の目的)

第一条 この規程は、福島県の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類等)

第二条 公印の種類、名称、番号及び寸法並びに公印管理者は、次のとおりとする。

一 庁印

公印の名称	番号	寸法 (単位ミリメートル)	公印管理者
福島県印	1	方二七	総務部文書管財総室文書法務課長
同(証明書用)	1の2	方一五	同
同(辞令用)	1の3	方六六	総務部人事総室人事課長
同(出先機関用)	1の4	方一五	出先機関の長

福島県部印	2	方二三	総務部文書管財総室文書法 務課長
福島県局印	2の2	同	同
福島県出納局印	3	同	出納局出納総務課長
福島県室印	4	方二二	総務部文書管財総室文書法 務課長
福島県総室印	4の2	同	同
福島県課印	5	方二一	同
(福島県出先機関) 印	6	同	出先機関の長
同(横書き免状用)	6の2	方七五	同
同(縦書き免状用)	6の3	同	同
二 職印			
公印の名称	番号	寸法 (単位ミリメートル)	公印管理者
福島県知事印(縦書き文書用)	10	方二七	総務部文書管財総室文書法 務課長
同(縦書き納入通知書、身分証明 書等用)	10の1 の2	方一五	同
同(縦書き賞状、感謝状、表彰状 等用)	10の1 の3	方三〇	同
同(横書き文書用)	10の2	方二七	同
同(横書き納入通知書、身分証明 書等用)	10の2 の2	方一五	同
同(横書き賞状、感謝状、表彰状 等用)	10の2 の3	方三〇	同
同(辞令用)	10の3	方二三	総務部人事総室人事課長
同(軍歴証明用)	10の4	方二五	保健福祉部生活福祉総室社 会福祉課長
同(消防免状用)	10の5	方一〇	危機管理部危機管理総室消 防保安課長

同（消防免状用）	10の5	縦四 の2 横二〇	同
同（東京事務所用）	10の6	方二五	東京事務所長
同（東京事務所以外の出先機 関用）	10の7	同	出先機関の長
同（出張所等用）	10の8	同	出張所等の長
福島県知事職務代理者印	11	方二七	総務部文書管財総室文書法 務課長
同（辞令用）	11の1	方二三 の2	総務部人事総室人事課長
同（証明書免状用）	11の1	縦八 の3 横一三	総務部文書管財総室文書法 務課長
同（東京事務所用）	11の2	方二五	東京事務所長
同（東京事務所以外の出先機 関用）	11の3	同	出先機関の長
福島県副知事印	12	同	総務部文書管財総室文書法 務課長
福島県危機管理監印	15	方二三	危機管理部危機管理総室危 機管理課長
福島県部長印	15の2	同	総務部文書管財総室文書法 務課長
福島県局長印	15の3	同	同
福島県理事印	15の5	同	同
福島県会計管理者印	16	方二五	出納局出納総務課長
同（電算処理帳票用）	16の2	方一五	同
同（支払用）	16の3	径二四	同
福島県出納局長印	16の4	方二三	同
福島県室長印	17	方二二	総務部文書管財総室文書法 務課長
福島県政策監印	17の2	同	同
福島県部次長印	17の3	同	同

福島県局次長印	17の4	同	同
福島県食産業振興監印	17の5	同	農林水産部生産流通総室農産物流通課長
福島県環境回復推進監印	17の6	同	生活環境部環境保全総室除染対策課長
福島県再生可能エネルギー産業推進監印	17の7	同	商工労働部産業振興総室次世代産業課長
福島県福島イノベーション・コースト構想推進監印	17の9	同	企画調整部企画調整総室企画調整課長
福島県課長印	18	方二一	総務部文書管財総室文書法務課長
(出先機関) 長印	20	同	出先機関の長
同 (特殊文書用)	20の2	方一八	同
同 (出張所等用)	20の3	方二一	出張所等の長
同 (免状等用)	20の4	同	出先機関の長
福島県地方振興局長印(電算処理帳票用)	20の5	方一五	総務部文書管財総室文書法務課長
福島県附属機関代表者印	21	方二一	同
福島県附属機関代表者印(出先機関用)	21の2	同	出先機関の長
福島県出納員印	22	同	福島県出納員
同 (出先機関用)	22の2	同	出先機関の福島県出納員
同 (出先機関直接収納用)	22の3	径二四	同
同 (出先機関支払用)	22の4	同	同
福島県現金出納員印 (出先機関用)	23	同	出先機関の福島県現金出納員
福島県現金出納員印	23の2	同	福島県現金出納員
福島県現金取扱員印	24	同	福島県現金取扱員
同 (出先機関用)	24の2	同	出先機関の福島県現金取扱員

2 前項第二号に規定する福島県部次長印は、福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則

第二十四号)第二十二条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までに掲げる職(第十条において「部次長」という。)に係る職印とする。

- 3 第一項の規定にかかわらず、富岡土木事務所の長に係る職印は、第一項第二号に規定する(出先機関)長印とする。
- 4 第一項の規定にかかわらず、機関又は職の新設又は廃止の場合における当該機関又は職の新設前の期間及び当該機関又は職の廃止後の期間に係る公印管理者は、総務部文書管財総室文書法務課長(以下「文書法務課長」という。)が別に指定する。
- 5 第一項に掲げる公印のひな形は、別表第一のとおりとし、字体は、古印体を用いて浮彫りにするものとする。

(昭四四訓令二二・全改、昭四四訓令三三・昭四五訓令四・昭四五訓令二二・昭四六訓令三三・昭四七訓令五・昭四七訓令二七・昭四七訓令三六・昭五一訓令二一・昭五三訓令一四・昭五三訓令二四・昭六三訓令一三・平元訓令二・平二訓令一二・平四訓令一〇・平五訓令一一・平六訓令一六・平七訓令一四・平八訓令一四・平一〇訓令五・平一二訓令三・平一二訓令二八・平一三訓令三・平一四訓令一〇・平一五訓令一・平一六訓令五・平一七訓令四・平一八訓令一九・平一九訓令一五・平二〇訓令三・平二一訓令一七・平二二訓令九・平二三訓令一三・平二三訓令二〇・平二三訓令二六・平二四訓令六・平二五訓令一三・平二七訓令一七・平二九訓令八・平三〇訓令四・令三訓令七・令三訓令一三・一部改正)

(テクノアカデミーの公印)

第二条の二 前条第一項の規定にかかわらず、テクノアカデミーの公印の種類、名称、番号及び寸法並びに公印管理者は、次のとおりとする。

一 庁印

公印の名称	番号	寸法 (単位ミリメートル)	公印管理者
福島県立テクノアカデミー郡山印	101	方二一	福島県立テクノアカデミー郡山 校長
福島県立テクノアカデミー会津印	201	同	福島県立テクノアカデミー会津 校長
福島県立テクノアカデミー浜印	301	同	福島県立テクノアカデミー浜校 長

二 職印

公印の名称	番号	寸法 (単位ミリメートル)	公印管理者
福島県立テクノアカデミー郡山校長印	110	方二一	福島県立テクノアカデミー郡山校長
福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校長印	111	同	同
同(学生証明用)	111の2	方一八	同
福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発校長印	112	方二一	同
同(学生証明用)	112の2	方一八	同
福島県現金出納員印(福島県立テクノアカデミー郡山用)	113	径二四	福島県立テクノアカデミー郡山の福島県現金出納員
福島県立テクノアカデミー会津校長印	210	方二一	福島県立テクノアカデミー会津校長
福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校長印	211	同	同
同(学生証明用)	211の2	方一八	同
福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校長印	212	方二一	同
同(学生証明用)	212の2	方一八	同
福島県現金出納員印(福島県立テクノアカデミー会津用)	213	径二四	福島県立テクノアカデミー会津の福島県現金出納員
福島県立テクノアカデミー浜校長印	310	方二一	福島県立テクノアカデミー浜校長
福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校長印	311	同	同
同(学生証明用)	311の2	方一八	同
福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校長印	312	方二一	同

同（学生証明用）	312の2	方一八	同
福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー浜用）	313	径二四	福島県立テクノアカデミー浜の 福島県現金出納員

2 前項の規定にかかわらず、機関又は職の新設又は廃止の場合における当該機関又は職の新設前の期間及び当該機関又は職の廃止後の期間に係る公印管理者は、文書法務課長が別に指定する。

3 第一項に掲げる公印のひな形は、別表第二のとおりとし、字体は、古印体を用いて浮彫りにするものとする。

（平二一訓令一七・追加、平二二訓令九・一部改正）

（その他の公印）

第三条 前二条に規定するもののほか、福島県の公印は、別表第三のとおりとする。

（昭三三訓令五・昭四四訓令二二・昭四五訓令四・旧第三条繰下・一部改正、昭五四訓令八・旧第三条の二繰下・一部改正、平一八訓令一九・旧第三条の三繰上・一部改正、平二一訓令一七・一部改正）

（文書法務課長の職務）

第四条 公印の管理に関する事務は、文書法務課長が総括する。

2 文書法務課長は、公印の管理の状況その他公印に関して必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

3 文書法務課長は、公印台帳（第一号様式）を備え、公印の管理に関する事務の処理を確実にしなければならない。

（昭四四訓令二二・平一五訓令一・平一八訓令一九・平二〇訓令三・一部改正）

（公印の管理）

第五条 公印管理者は、公印を常に確実に管理しなければならない。

2 公印は、公印管理者が定める保管場所以外に持ち出してはならない。

（昭四四訓令二二・一部改正）

（公印の新調、改刻又は廃止）

第六条 公印管理者は、公印（第三条の規定による公印を除く。以下この条において同じ。）を新調し、又は改刻する必要があるときは、公印の新調（改刻）願（第二号様式）を知事に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、機関又は職の新設に伴い公印を新調する場合は、文書法務課長が別に指定する者が公印の新調（改刻）願を知事に提出しなければならない。

3 公印管理者は、公印を改刻し、又は廃止したときは、公印の廃止届（第二号様式の二）を知事に提出するとともに、不要となつた公印を速やかに文書法務課長に引き継がなければならない。

4 公印を新調し、又は改刻したときは、知事は、公印の名称及び印影並びに使用の開始期日等必要な事項を告示する。

（昭三二訓令一五・昭三五訓令一一・昭四四訓令二二・昭四五訓令四・昭五四訓令八・平二訓令一二・平一五訓令一・平一八訓令一九・平二〇訓令三・一部改正）

第六条の二 公印管理者は、第三条の規定による公印を新調し又は改刻したときにあつては公印の新調（改刻）届（第二号様式に準ずる。）を、同条の規定による公印を廃止したときにあつては公印の廃止届（第二号様式の二に準ずる。）を知事に提出しなければならない。

（昭三二訓令一五・追加、昭三五訓令一一・昭四四訓令二二・昭四五訓令四・昭五四訓令八・平一八訓令一九・一部改正）

（事故）

第七条 公印管理者は、公印に盗難、紛失又は偽造若しくは変造等の事故があつたときは、ただちに公印事故届（第三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 てん末書（事故発生時の状況及び事故発生後に行なつた処理状況を詳細に記載したもの）

二 事故があつたことを証明することができる書類

（昭三五訓令一一・昭四四訓令二二・一部改正）

（執務時間外の公印の管守）

第八条 執務時間外にあつては、あらかじめ公印管理者が指定する公印は、宿日直員が管守する。

2 前項の規定による公印の授受は、公印授受簿（第四号様式）により、確実に行わなければならない。

（昭四四訓令二二・一部改正）

（公印の使用）

第九条 公印は、押印すべき文書を原議又は証拠書類と照合審査し、相違がないことを確認して押さなければならない。

2 公印は、明確に押さなければならない。

- 3 公印は、原則として印影が庁名又は職名若しくは氏名の末字と重ならないように、かつ、縦書き文書にあつては印影の下方と、横書き文書にあつては印影の右方と本文の行末の文字とが間が一字分の間隔があるように押さなければならない。
- 4 東京事務所長は、その管理する福島県知事印につき、福島県知事印使用簿（第五号様式）を作成し、使用の都度所定の事項を記入し、その使用状況を明らかにしておかなければならない。

（昭三四訓令一六・昭三四訓令二九・昭三五訓令一一・昭四四訓令二二・平七訓令一四・平一二訓令三・一部改正）

（職務代理等の場合の職印の使用）

第十条 危機管理監、部長、会計管理者、出納局長、風評・風化戦略担当理事、原子力損害対策担当理事、避難地域復興局長、文化スポーツ局長、こども未来局長、観光交流局長、危機管理室長、企画推進室長、政策監、知事公室長、福島イノベーション・コースト構想推進監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、部次長、局次長及び課長又は出先機関の長及び復興支援・地域連携室長に事故等があるため、他の職員が代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行する場合には、その職務を代行される者の職印を使用するものとする。

（昭四四訓令二二・追加、昭五五訓令三・平四訓令一〇・平六訓令一六・平八訓令一四・平一五訓令一・平一七訓令四・平一八訓令一九・平一九訓令一五・平二〇訓令三・平二一訓令一七・平二二訓令九・平二三訓令一三・平二三訓令二〇・平二三訓令二六・平二四訓令六・平二七訓令一七・平二九訓令八・平三〇訓令四・令三訓令一三・一部改正）

（事前押印）

- 第十一条 指令用紙等にあらかじめ公印を押す必要があるときは、公印事前使用願（第六号様式）に証拠書類を添え、公印管理者に申し出なければならない。
- 2 公印管理者は、前項の規定により申出があつた場合、適当であると認めるときは、当該用紙等の種類、枚数等を確認して公印を押さなければならない。
 - 3 第一項の規定により公印の事前使用を申し出た者は、前項の規定により公印の事前使用をしたときは、当該公印を押した用紙を厳重に保管することとし、かつ、当該用紙の受払簿（第七号様式）を備えて、その受払状況を明確にしておかなければならない。
 - 4 第二項の規定により公印を押した用紙等が不要となつたとき又は残部を生じたときは、これをすみやかに公印管理者に引き継がなければならない。

- 5 公印管理者は、前項の規定により引継を受けたときは、当該用紙を焼却し、又はその印影を抹消しなければならない。

(昭三四訓令一六・昭三五訓令一一・一部改正、昭四四訓令二二・旧第十条繰下・一部改正)

(印影の印刷)

第十二条 公印の押印に代えて通知書用紙等にあらかじめ公印の印影の印刷をする必要があるときは、公印印影印刷願（第八号様式）を公印管理者に提出し、承認を得なければならない。

- 2 公印管理者は、前項の承認をしたときは、当該用紙等の種類、枚数等を確認して公印の印影を印刷させるものとする。
- 3 公印の印影の印刷に当たっては、必要に応じ職員の立会い等により、特に慎重を期すものとし、印刷が終了したときは、直ちに、公印の印影によつて作成した原版を回収し、公印管理者に引き継がなければならない。
- 4 第一項の承認を得た者は、第二項の規定により公印の印影の印刷をしたときは、当該公印の印影を印刷した用紙を厳重に保管することとし、かつ、当該用紙の受払簿（第七号様式）を備えて、その受払状況を明確にしておかななければならない。
- 5 第二項の規定により公印の印影を印刷した用紙等が不要となつたとき又は残部を生じたときは、これを速やかに公印管理者に引き継がなければならない。
- 6 公印管理者は、第三項又は前項の規定により引継ぎを受けたときは、公印の印影によつて作成した原版及び当該用紙を焼却し、又はその印影を抹消しなければならない。

(平七訓令一四・追加、平一五訓令一・平一八訓令一九・平二七訓令一七・一部改正)

(電子計算機に記録した印影の打ち出し)

第十三条 公印の押印に代えて通知書用紙等にあらかじめ電子計算機に記録した公印の印影を打ち出す必要があるときは、前条第一項の規定に準じ、公印管理者の承認を得なければならない。

- 2 当該印影の打ち出しに当たっては、関係職員以外は当該電子計算機を操作できないようにする等、当該印影の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 3 当該印影を打ち出した用紙が不要となつたときは、これを速やかに公印管理者に引き継がなければならない。
- 4 公印管理者は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、当該用紙を焼却し、又はその

印影を抹消しなければならない。

- 5 公印管理者は、当該印影を打ち出す必要がなくなつたときは、速やかに電子計算機に記録した当該印影を消去しなければならない。

(平七訓令一四・追加、平一五訓令一・平一八訓令一九・一部改正)

(許可印等の取扱)

第十四条 条例、規則等の定めるところにより許可印、検査印等の取扱は、この規程による公印の取扱に準じ、確実にしなければならない。

(昭四四訓令二二・旧第十一条繰下、平七訓令一四・旧第十二条繰下)

附 則

- 1 この規程は、昭和三十一年九月十日から施行する。
- 2 福島県公印規程（昭和三十年福島県訓令第二十八号）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際現に使用している公印は、この規程の定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。ただし、本庁以外で使用する福島県知事印は、昭和三十四年四月一日以後使用してはならない。

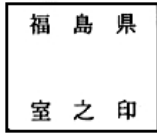
(昭三一訓令三七・昭三二訓令九・昭三二訓令一五・昭三三訓令一三・一部改正)

別表第一（ひな形）（第二条関係）

(昭四四訓令二二・全改、昭四四訓令三三・昭四五訓令二二・昭四六訓令三三・昭四七訓令五・昭四七訓令二七・昭四七訓令三六・昭五一訓令一二・昭五一訓令二一・昭五三訓令一四・昭五三訓令二四・昭六三訓令一三・平元訓令二・平二訓令一二・平四訓令一〇・平六訓令一六・平七訓令一四・平八訓令一四・平一〇訓令五・平一二訓令三・平一二訓令二八・平一三訓令三・平一四訓令一〇・平一五訓令一・平一六訓令五・平一七訓令四・平一九訓令一五・平二〇訓令三・平二一訓令一七・平二二訓令九・平二三訓令一三・平二三訓令二六・平二四訓令六・平二五訓令一三・平二七訓令一七・平二九訓令八・平三〇訓令四・令三訓令一三・一部改正)

1・1の2	1の3	1の4																			
<table border="1"><tr><td>福</td><td>島</td></tr><tr><td>県</td><td>印</td></tr></table>	福	島	県	印	<table border="1"><tr><td>県</td><td>福</td></tr><tr><td>印</td><td>島</td></tr></table>	県	福	印	島	<table border="1"><tr><td>何</td><td>☆</td><td>用</td></tr><tr><td>福</td><td>島</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>印</td><td></td></tr></table>	何	☆	用	福	島		県	印			
福	島																				
県	印																				
県	福																				
印	島																				
何	☆	用																			
福	島																				
県	印																				
2	2の2	3																			
<table border="1"><tr><td>福</td><td>島</td><td>県</td></tr><tr><td>部</td><td>之</td><td>印</td></tr></table>	福	島	県	部	之	印	<table border="1"><tr><td>福</td><td>島</td><td>県</td></tr><tr><td>局</td><td>之</td><td>印</td></tr></table>	福	島	県	局	之	印	<table border="1"><tr><td>福</td><td>島</td><td>県</td></tr><tr><td>出</td><td>納</td><td>局</td><td>印</td></tr></table>	福	島	県	出	納	局	印
福	島	県																			
部	之	印																			
福	島	県																			
局	之	印																			
福	島	県																			
出	納	局	印																		

4



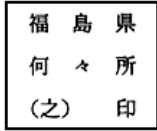
4の2



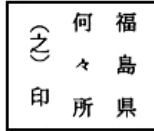
5



6・6の2



6の3



10・10の1の2・10の1の3

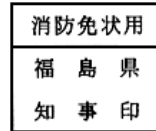
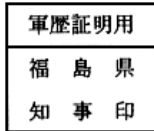
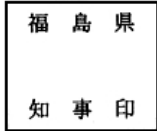


10の2・10の2の2・10の2の3・

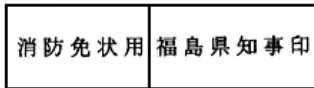
10の4

10の5

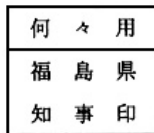
10の3・10の6



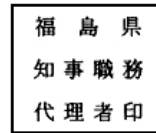
10の5の2



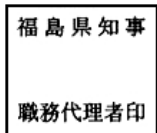
10の7・10の8



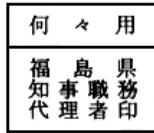
11・11の1の2・11の2



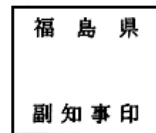
11の1の3



11の3



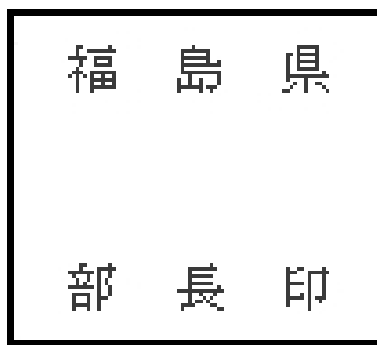
12



15



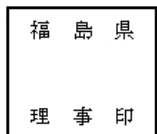
15の2



15の3



15の5



16・16の2



16の3



16の4

17

17の2

福島県
出納局長
之印

17の3

福島県
部次長印

17の6

福島県
環境回復
推進監印

18

福島県
課長印

福島県
室長印

17の4

福島県
局次長印

17の7

福島県
再生可能
エネルギー
産業推進監印

20

福島県
何々所
長(之)印

福島県
政策監印

17の5

福島県
食産業
振興監印

17の9

福島県福島
イノベーション
・コースト構想
推進監印

20の2・20の3

何々用
福島県
何々所
長(之)印

20の4

福島県
何々所
長(之)印

21の2

20の5

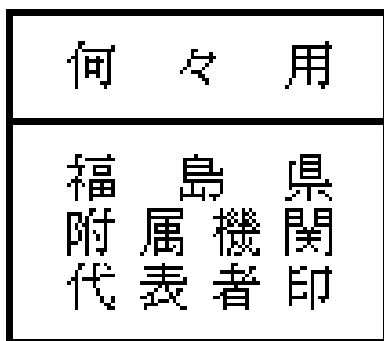
福島県
地方振興
局長印

22

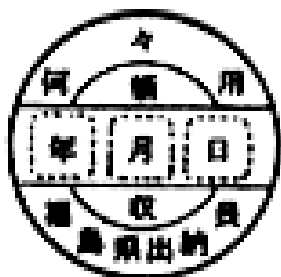
21

福島県
附属機関
代表者印

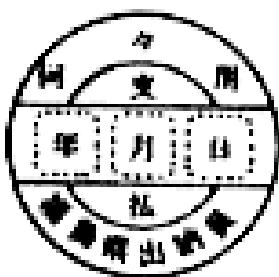
22の2



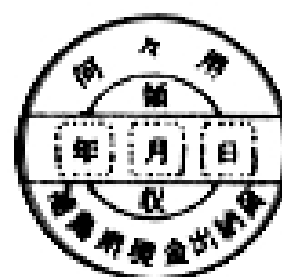
22の3



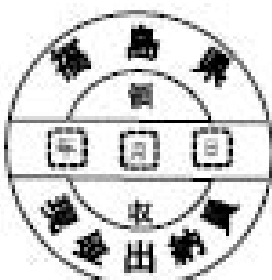
22の4



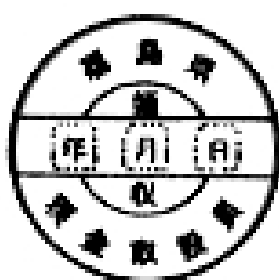
23



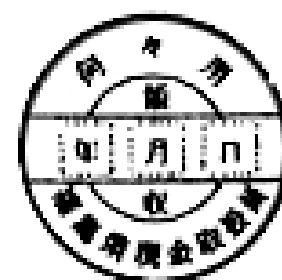
23の2



24



24の2






備考

- 1 1の4、10の7、11の3、20の3、21の2、22の2、22の3、22の4、23及び24の2の公印のひな形中「何々用」とある部分の「何々」には、当該機関を表す約字を刻印すること。
- 2 6、6の2、6の3、20、20の2、20の3及び20の4の公印のひな形中「何々所」とある部分には、当該機関の名称を刻印すること。
- 3 6、6の2、6の3、20、20の2、20の3及び20の4の公印のひな形中「(之)」又は「(之)」とあるのは、字数の関係で刻印してもよいことを示すものである。
- 4 20の2の公印のひな形中「何々用」とある部分の「何々」には、別に指示する特殊文書の用途を表す文字を刻印すること。
- 5 16の3、22の3、22の4、23、23の2、24及び24の2の公印のひな形中「[年][月][日]」とある部分には、日付を表す数字を差し込むものとする。

別表第二（ひな形）（第二条の二関係）

（平二一訓令一七・追加、平二二訓令九・一部改正）

101 福島県立テク ノアカデミー 郡山之印	110 福島県立テク ノアカデミー 郡山校長印	111 福島県立テクノ アカデミー郡山 職業能力開発 短期大学校長印
111の2 学生証明用 福島県立テクノ アカデミー郡山 職業能力開発 短期大学校長印	112 福島県立テク ノアカデミー 郡山職業能力 開発校長印	112の2 学生証明用 福島県立テク ノアカデミー 郡山職業能力 開発校長印
113 	201 福島県立テク ノアカデミー 会津之印	210 福島県立テク ノアカデミー 会津校長印
211 福島県立テクノ アカデミー会津 職業能力開発 短期大学校長印	211の2 学生証明用 福島県立テクノ アカデミー会津 職業能力開発 短期大学校長印	212 福島県立テク ノアカデミー 会津職業能力 開発校長印
212の2 学生証明用 福島県立テク ノアカデミー 会津職業能力 開発校長印	213 	301 福島県立テク ノアカデミー 浜之印
310 福島県立テク ノアカデミー 浜校長印	311 福島県立テクノ アカデミー浜 職業能力開発 短期大学校長印	311の2 学生証明用 福島県立テクノ アカデミー浜 職業能力開発 短期大学校長印
312 福島県立テク ノアカデミー 浜職業能力 開発校長印	312の2 学生証明用 福島県立テク ノアカデミー 浜職業能力 開発校長印	313 

備考 113、213及び313の公印のひな形中「年」月」日」とある部分には、日付を表す数字を差し込むものとする。

別表第三（第三条関係）

（平一二訓令三・全改、平一三訓令三・平一四訓令一〇・平一五訓令一・平一六訓令五・一部改正、平一八訓令一九・旧別表第四繰上・一部改正、平一九訓令一五・

平二〇訓令三・一部改正、平二一訓令一七・旧別表第二線下・一部改正、平二七訓令一七・一部改正)

公印の名称	公印管理者
歳入徴収官福島県会計管理者印	出納局出納総務課長
福島県農業経営基盤強化措置特別会計歳入徴収官印	農林水産部農林水産総室農林総務課長
森林保険特別会計福島県分任歳入徴収官印	農林水産部森林林業総室森林整備課長
福島県主任収入官吏印	農林水産部農林水産総室農林総務課長
福島県分任収入官吏印	同
同	福島県農林事務所長
支出負担行為担当官福島県危機管理部長印	危機管理部危機管理総室危機管理課長
支出負担行為担当官福島県生活環境部長印	生活環境部生活環境総室生活環境総務課長
支出負担行為担当官福島県保健福祉部長印	保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課長
支出負担行為担当官福島県土木部長印	土木部土木総室土木総務課長
官署支出官福島県会計管理者印	出納局出納総務課長
資金前渡官吏福島県出納局出納総務課長印	同
福島県建築主事印	土木部建築総室建築指導課長
同	福島県建設事務所長
福島県小作主事印	農林水産部農林水産総室農林総務課長
同	福島県農林事務所長
福島県建築監視員印	土木部建築総室建築指導課長
同	福島県建設事務所長
福島県建設工事紛争審査会印	土木部土木総室土木総務課長

第1号様式(第4条関係)

番 号	
(印 影)	
公印の名称	
公印管理者	
使用開始年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第2号様式(第6条、第6条の2関係)

公 印 の 新 調 (改 刻) 願	
年 月 日	
福 島 県 知 事 様	
公印管理者 (職 名)	
公印の名称及び番号	()
公 印 管 理 者	
使用開始予定年月日	年 月 日
新調(改刻)の理由	
印 影	備 考

備考

- 1 新調の場合にあつては、「印影」の欄の記載を要しない。
- 2 改刻の場合にあつては、「印影」の欄には、現に使用中の公印の印影をとること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第2号様式の2(第6条、第6条の2関係)

公 印 の 廃 止 届	
年 月 日	
福 島 県 知 事 様	
公印管理者 (職 名)	
公印の名称及び番号	()
公 印 管 理 者	
使用開始年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
印 影	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第3号様式(第7条関係)

公 印 事 故 届	
福 島 県 知 事 様	年 月 日
公印管理者 (職 名)	
公印の名称及び番号	()
公 印 管 理 者	
事 故 発 生 日 時	年 月 日 時 分 ごろ
事 故 の 内 容	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第5号様式(第9条関係)

公印管 理者印	使 用 月 日	件 名	使 用 理 由	使 用 者 職 氏 名
		あて先及び使用枚数		

備考

- 1 「使用理由」の欄には、文書の起案者の所属課及び職氏名、当該文書の大要等を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第6号様式(第11条関係)

公 印 事 前 使 用 願	
年 月 日	
公 印 管 理 者 様	
(職 名)	
公 印 の 名 称	
事前使用を必要とする理由	
用紙等の種類及び枚数	
備 考	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。
- 2 事前使用する用紙等を1部添付すること。

第8号様式(第12条関係)

公 印 印 影 印 刷 願	
年 月 日	
公印管理者	様 課長(所長)
公印の名称及び 番 号	
印影の印刷を 必要とする理由	
用紙等の種 類及び枚数	
備 考	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。
- 2 印刷する用紙等を1部添付すること。

附 則（昭和三三年訓令第一三三号）

この訓令は、公表の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和三三年訓令第三二二号）

この訓令は、昭和三十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和三四年訓令第一六号）

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定及び第九条第三項の次に二項を加える改正規定は、昭和三十四年八月一日から施行する。

附 則（昭和三四年訓令第二九号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和三五年訓令第一一号）

改正 昭和三五年三月三〇日訓令第一七号

- 1 この訓令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に使用している次の各号に掲げる公印については、この訓令による別表一の改正にかかわらず、これを改刻するまでの間は、附則別表で定めるひな形のものを使用することができる。

公印の名称	番号	管理者
一 福島県部印	4	総務部文書広報課長
二 福島県課印	5	同
三 （福島県出先機関）印	6	出先機関の長
四 福島県本金庫印	8	金庫銀行の長
五 福島県支金庫印	9	支金庫銀行の長
六 福島県知事印（出納用）	11	副出納長
七 同（県事務所用）	11の2	県事務所長
八 同（福祉事務所用）	12	福祉事務所長
九 同（保健所用）	13	保健所長
十 同（病虫害防除所用）	13の2	病虫害防除所長
十一 同（水産事務所用）	14	水産事務所長
十二 同（計量検定所用）	14の2	計量検定所長
十三 同（農地事務所用）	15	農地事務所長
十四 同（林業事務所用）	15の3	林業事務所長
十五 同（土木事務所用）	16	土木事務所長

十六	同（都市計画土地区画整理事務所用）	16の2	都市計画土地区画整理事務所長
十七	同（鮫川総合開発工事事務所用）	16の3	鮫川総合開発工事事務所長
十八	同（臨時石城地方失業対策事業所用）	16の4	臨時石城地方失業対策事業所長
十九	同（小名浜港務所用）	17	小名浜港務所長
二十	同（開発道路建設事務所用）	18	開発道路建設事務所長
二十一	福島県出納長印	22	副出納長
二十二	福島県出納長職務代理人印	23	同
二十三	福島県副出納長印	26	同
二十四	（福島県出先機関）長印	27	出先機関の長
二十五	福島県附属機関代表者印	29	総務部文書広報課長
二十六	福島県出納員印	30	出納員
二十七	同（出先機関用）	31	出先機関の出納員
二十八	（福島県出先機関）分任出納員印	31の3	出先機関の分任出納員

（昭三五訓令一七・一部改正）

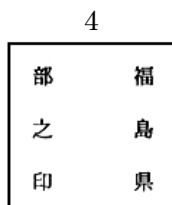
3 この訓令の施行の際現に使用している次の各号に掲げる簿冊については、この訓令による当該簿冊の様式の改正にかかわらず、昭和三十五年十二月三十一日までの間、これを使用することができる。

- 一 公印授受簿
- 二 福島県知事印使用簿

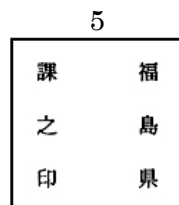
4 この訓令の施行の際現に使用している福島県知事印使用状況報告書の用紙については、この訓令による当該報告書の様式の改正にかかわらず、手持残量のある間、これを使用することができる。

附則別表（ひな形）

（昭三五訓令一七・一部改正）



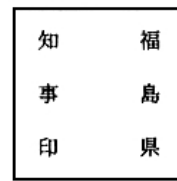
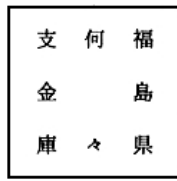
8



9



11・11の2



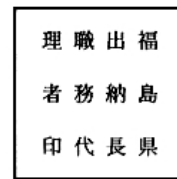
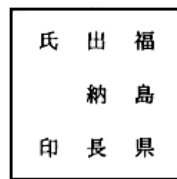
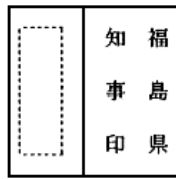
12・13・13の2・14・14の2・

22

23

15・15の3・16・16の2・16の3・

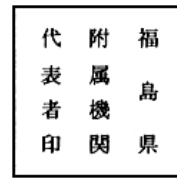
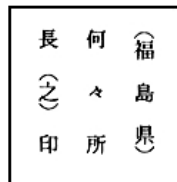
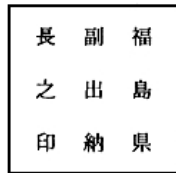
16の4・17・18



26

27

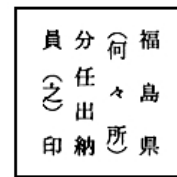
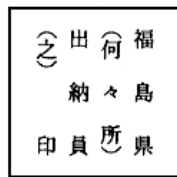
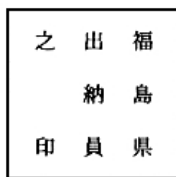
29

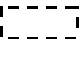


30

31

31の3



備考 12、13、13の2、14、14の2、15、15の3、16、16の2、16の3、16の4、17及び18の公印のひな形中「」とある部分には、当該出先機関の文書の記号を刻印すること。

改正文 (昭和三十五年訓令第一六号) 抄
昭和三十五年四月一日から施行する。

改正文 (昭和三十五年訓令第一七号) 抄
昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十六年訓令第二号)
この訓令は、昭和三十六年二月一日から施行する。

附 則 (昭和三十六年訓令第九号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年訓令第一六号)
この訓令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年訓令第二五号）

この訓令は、昭和三十六年七月十一日から施行する。

改正文（昭和三十六年訓令第三七号）抄

昭和三十六年十一月一日から施行する。

改正文（昭和三十六年訓令第四二号）抄

昭和三十六年十一月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年訓令第四七号）

この訓令は、昭和三十六年十二月十日から施行する。

附 則（昭和三十七年訓令第六号）

この訓令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年訓令第二六号）

この訓令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年訓令第三二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年訓令第三五号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十七年訓令第三八号）

この訓令は、昭和三十七年十一月二十日から施行する。

附 則（昭和三十八年訓令第八号）

この訓令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年訓令第二一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年訓令第二四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年訓令第五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年訓令第一〇号）

この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年訓令第一二号）

この訓令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年訓令第一九号）

この訓令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和四二年訓令第三号）

この訓令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年訓令第一二号）

この訓令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四二年訓令第二一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年訓令第三二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年訓令第二一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年訓令第二二号）

改正 昭和四四年九月三〇日訓令第四二号

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

福島県出納員印（出先機関直接収納用）を使用する出先機関を定める件（昭和三十六年福島県訓令第三十八号）

福島県公印規程により福島県現金取扱員印（出先機関直接収納用）を使用する出先機関を定める件（昭和三十九年福島県訓令第十二号）

3 この訓令の施行の際縦書きで刻印してある公印は、この訓令による改正後の福島県公印規程の定めにかかわらず、昭和四十四年九月三十日（福島県職業訓練所の長印及び出納員印にあつては、別に定める日）までは、これを使用することができる。

（昭四四訓令四二・一部改正）

附 則（昭和四四年訓令第三三号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年訓令第四二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年訓令第四号）

1 この訓令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 福島県印刷用印及び焼印に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和四五年訓令第二二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年訓令第三七号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年訓令第一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年訓令第四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年訓令第二〇号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年訓令第三三号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年訓令第五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年訓令第二〇号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

附 則（昭和四七年訓令第二七号）

この訓令は、昭和四十七年六月一日から施行する。

附 則（昭和四七年訓令第三六号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年訓令第八号）

この訓令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年訓令第九号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年訓令第一二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年訓令第二一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年訓令第六号）

この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年訓令第一四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年訓令第二四号）

この訓令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和五四年訓令第八号）

この訓令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年訓令第三号）

この訓令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年訓令第一九号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福島県公印規程の規定は昭和五十五年五月二十九日から適用する。

附 則（昭和五七年訓令第五号）

この訓令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年訓令第一一号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福島県公印規程別表第四の規定は、昭和六十年六月一日から適用する。

附 則（昭和六一年訓令第九号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年訓令第一一号）

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年訓令第一三号）

この訓令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年訓令第二号）

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年訓令第二八号）

この訓令は、平成二年一月一日から施行する。

附 則（平成二年訓令第一二号）

この訓令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年訓令第九号）

この訓令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年訓令第一〇号）

この訓令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年訓令第二一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年訓令第一一号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）及び別表第三の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年訓令第一六号）

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年訓令第一四号）

1 この訓令は、平成七年四月一日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 福島県印刷用印に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第十二号）

二 （福島県出先機関）長印を使用する出先機関及び使用することができる文書等を定める件（昭和四十五年福島県訓令第五号）

3 この訓令の施行の際現に使用している印刷用印の印影を印刷した用紙については、この訓令による印刷用印の廃止にかかわらず、既に印刷した用紙のある間、これを使用することができる。

4 この訓令の施行の際現に使用中のこの訓令による廃止前の福島県印刷用印に関する規程に基づき調整した次の各号に定める印刷用印は、それぞれこの訓令に基づいて調整した当該各号に掲げる名称及び番号の公印とみなす。ただし、第一号については、福島県自動車県税事務所に関する印に限る。

印刷用印の名称	番号	公印の名称	番号
一 （福島県出先機関）長印	15	（出先機関）長印（自動車県税事務所の電20の5算処理帳票用）	
二 福島県地方振興局長印（電算処15の2		福島県地方振興局長印（電算処理帳票用）20の6	
理帳票用）			
三 福島県立医科大学附属病院長	16	福島県立医科大学附属病院長印（電算処理116の	
印		帳票用）	2
四 福島県出納長印（電算処理帳票17		福島県出納長印（電算処理帳票用）	13の2
用）			

附 則（平成八年訓令第一四号）

この訓令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年訓令第五号）

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年訓令第二号）

この訓令は、平成十二年二月二十八日から施行する。

附 則（平成一二年訓令第三号）

1 この訓令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 福島県公印規程第九条第四項の規定に基づき、福島県知事印を使用することができる文書の指定（昭和三十四年福島県訓令第三十号）は、廃止する。

附 則（平成一二年訓令第二八号）

この訓令は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年訓令第三号）

この訓令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年訓令第一〇号）

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年訓令第一号）

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年訓令第五号）

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年訓令第四号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年訓令第一九号）

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年訓令第一五号）

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する任期中に限り、改正前の福島県公印規程第二条、第十条、別表第一及び別表第二の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二〇年訓令第三号）

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年訓令第一七号）

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二中「資金前渡官吏福島県出納局公金管理グループ参事印」を「資金前渡官吏福島県出納局出納総務課長印」に改める部分及び「農林水産部農林総務領域農地利用調整グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課長」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年訓令第九号）

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年訓令第一三号）

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年訓令第二〇号）

この訓令は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定は、平成二十三年八月三十日から施行する。

附 則（平成二三年訓令第二六号）

この訓令は、平成二十三年十月十三日から施行する。

附 則（平成二四年訓令第六号）

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年訓令第一三号）

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年訓令第一七号）

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年訓令第八号）

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年訓令第四号）

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年訓令第一〇号）

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年訓令第七号）

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年訓令第一三号）

この訓令は、令和三年六月十一日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（平2訓令12・全改、平6訓令16・令2訓令10・一部改正）

第2号様式（第6条、第6条の2関係）

（平2訓令12・全改、平3訓令9・平6訓令16・平15訓令1・令2訓令10・一部改正）

第2号様式の2（第6条、第6条の2関係）

（平2訓令12・全改、平3訓令9・平6訓令16・平15訓令1・令2訓令10・一部改正）

第3号様式（第7条関係）

（平2訓令12・全改、平3訓令9・平6訓令16・平15訓令1・令2訓令10・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

（平6訓令16・全改、令2訓令10・一部改正）

第5号様式（第9条関係）

（平6訓令16・全改、令2訓令10・一部改正）

第6号様式（第11条関係）

（昭35訓令11・追加、昭44訓令22・旧第七号様式繰上、昭51訓令12・平2訓令12・平3訓令9・平6訓令16・平7訓令14・平14訓令10・平15訓令1・令2訓令10・一部改正）

第7号様式（第11条、第12条関係）

（昭35訓令11・追加、昭44訓令22・旧第八号様式繰上、昭51訓令12・平2訓令12・平6訓令16・平7訓令14・令2訓令10・一部改正）

第8号様式（第12条関係）

（平7訓令14・追加、平14訓令10・平15訓令1・平18訓令19・平20訓令3・平27訓令17・令2訓令10・一部改正）